

只木ゼミ春合宿第4問検察反対尋問レジュメ

文責:4班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側が主張するア説(折衷的相当因果関係説)では客観的構成要件要素である因果関係の判断に際して、主観的要素である行為者の認識を考慮するのは矛盾していないか。
2. 弁護レジュメ1頁26行目において、「因果関係は行為者にとって偶発的なものを帰責の範囲から除外する」とあるが、行為者が死体を遺棄する行為は偶発的な事情として除外してよいものなのか。
- 10 3. 弁護側は因果関係の錯誤の処理に際して、具体的符合説を採用しているということなのか。
4. 弁護側は乙の行為が結果発生に対して寄与度が小さく正犯性がないために幫助犯と主張するが、不真正不作為犯として正犯性を肯定できる余地はないだろうか。弁護レジュメ4頁24行目以降を見ると「死への因果を支配している」やAの死亡を防止するための行為が「可能かつ容易」となっており、十分結果発生への寄与度が大きいように思えるが弁護側はこの点をどのように考えているか。
- 15

以上